

平成27年鞍手町議会第4回定例会会議録（第3号）						
平成27年 9月9日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成27年 9月9日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
平成27年 9月9日 午後2時24分				星 正 彦		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊 井 照 明	出 欠	11	岡 崎 邦 博	出 欠
	2	須 藤 信 一 郎	出 欠	12	須 山 由 紀 生	出 欠
	3	川 野 高 實	出 欠	13	須 藤 敏 夫	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	出席 13人	5	竹 内 利 一	出 欠		
	欠席 0人	6	田 中 二 三 輝	出 欠		
	欠員 0人	7	星 正 彦	出 欠		
		8	鯉 坂 省 治	出 欠		
		9	栗 田 幸 則	出 欠		
	10	久 保 田 正 之	出 欠			
会議録署名 員	5	竹 内 利 一		6	田 中 二 三 輝	

職 務 出 席	議会事務 局長	渡 辺 智 文	出 欠	議会事務 局長補佐	武 谷 朋 視	出 欠
	町 長	徳 島 眞 次	出 欠	会計課長	白 石 秀 美	出 欠
	副町長	阿 部 哲	出 欠	建設課長	森 茂 樹	出 欠
	教育長	水 摩 幸 隆	出 欠	政策推進 課 長	三 戸 公 則	出 欠
	総務課長	藤 原 光 徳	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	福祉人権 課 長	守 田 純 子	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	税務住民 課 長	久 保 田 隆 一	出 欠	教育課長	筒 井 英 和	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠 原 哲 哉	出 欠	保険健康 課 長	松 永 憲 昌	出 欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

## 平成27年第4回鞍手町議会定例会議事日程

9月9日 午後1時開議

### 第3号

- 日程第1 議案第73号 鞍手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例
- 日程第2 議案第74号 鞍手町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第75号 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第4 議案第76号 鞍手町税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第77号 鞍手町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第78号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第79号 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第80号 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第81号 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第82号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第83号 平成26年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第12 議案第84号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第13 議案第85号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第14 議案第86号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第15 議案第87号 平成26年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第16 議案第88号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第17 議案第89号 平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第18 議案第90号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第19 議案第91号 平成26年度地方独立行政法人くらはて病院貸付金特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第20 議案第92号 平成26年度鞍手町水道事業会計決算認定
- 日程第21 議案第93号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成27年度固定資産税の課税免除
- 日程第22 議案第94号 鞍手町道路線の変更
- 日程第23 議案第95号 鞍手町流域関連公共下水道事業 新川処理分区管渠築造工事(第2工区) 請負契約の締結
- 日程第24 議案第96号 学校施設環境改善交付金事業 剣南小学校屋内運動場耐震補強等工事 請負契約の変更
- 日程第25 議案第97号 学校施設環境改善交付金事業 古月小学校屋内運動場耐震補強等工事 請負契約の変更
- 日程第26 議案第98号 学校施設環境改善交付金事業 新延小学校屋内運動場耐震補強等工事 請負契約の変更

日程第27 議案第99号 学校施設環境改善交付金事業 西川小学校屋内運動場耐震補強等工事  
請負契約の変更

平成27年9月9日（第3日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第73号 鞍手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

条例の第3条 町の責務という項目がございますが、いま現在この項目で想定されている内容等がございましたら教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

町の責務といたしましては、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとありますが、必要な措置とは3点程考えております。

1点目は、システムセキュリティーの確保、研修による職員の意識の向上。3点目は、委託先業者の遵守事項の徹底、そういうものを考えております。

あと、国との連携を図りながら自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとありますが、この国との連携を図りながらというのは、国の設置しております特定個人情報保護委員会というものがあまして、そこと連携を取りまして自主的かつ主体的に地域に特性に応じた施策というものは、町の実状を踏まえて条例で定めて行う事務に関して個人番号を利用出来る範囲を具体的に定めることというのがありまして、それは別表の方に上げておりますが、そういう事務なんです、例えば乳幼児医療費の支給等を考えております。そういうことを実施することが町の責務だと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

まだ運用等が始まっていないので、いろいろこれからも想定されることが増えるとは思いますが、今ありましたシステムの維持管理といいますか、セキュリティーの関係のことにつきまして、この法律によって情報というのが一元管理にならずに、いろいろな管理方法で管理場所で管理されていて、イントラネット、いわゆる専用のインターネット回線を使って

の運用になると聞いていますが、今後運用等が始まって新たに、更に追加するような項目、後改善すべき点等が発生した場合には直ちにそれに対応していくというような方向性を持っておられるのかどうかを教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

まだ運用が始まっておりませんので、今のところはこの事業を上げておりますが、運用が始まりましたらその都度、また条例を改正させていただきたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

この個人情報とは、一番懸念されるのが情報の漏洩です。どんなにセキュリティーを高めたとしても、これは100%漏れないという保障はないわけでイタチごっこであり、しかも特定個人情報がいろいろな紐付けで個人の情報がいろいろ集まれば、そこが一番狙われやすいところです。必要な人にとっては。

ということで、まず1つは特定個人情報を出来るだけ限定する必要があると思います。特定個人情報の中身について教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

特定個人情報とは、法律の第2条 第8項に規定する特定個人情報を言いますが、これは特定個人情報というのは個人番号、12桁の個人番号が入った個人情報のことをいいます。

以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ですから1つの番号の中に個人のいろいろな情報が、名前から年齢から、いろいろな情報が入って来るわけでしょう。1つの番号に個人の情報を集約して来るわけですよ。一元管理出来るような形でして来るわけでしょう。違いますか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

個人番号を通して一元管理というのは今のところは想定されていません。例えば、鞍手町にある住民情報でありますとか、税情報であるのは鞍手町の基幹系のサーバーが持っておって、個人番号をキーにしまして、1箇所に集まるとかではなくて、個人番号の情報提供ネット

ワークというシステムを使って中間サーバーが国に2台ほど出来る予定です。その中間サーバーを通りまして連携していくような形になりまして、1箇所のサーバーに全てが一括管理されるわけではありません。

例えば、鞍手町が照会を掛けて隣の町に照会を掛ける時は、その中間サーバーを通りまして隣の町の基幹系のサーバーを見に行くという形ですので、サーバーに一括管理されるということではありません。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

しかし、今後全ての国民にカードを配って行くわけでしょう。違いますかマイナンバー制度違いますか。

それで、結局番号の漏洩だとか、本人がもらったカードだとかを無くすとかということも考えられるし、本人の負担もあるわけです。赤ちゃんの分からいろいろな人の分まで預からなければいけない、管理しておかないといけない。

この番号だけではないのですが、番号をしたことによって全ての情報が漏洩するわけでもありませんが、しかし悪い人にとっては、この人の番号はこれで、来年の1月からマイナンバーを必ず書いて申請とかということも出て来るわけで、そういう意味で言えば町が管理する、町が特定の個人の情報も管理出来るようになって来るでしょう。連携すればいろいろな情報が集まって来るではないですか。だから、結局は監視出来るような形にもなってくるのです。

ですから、この特定個人情報の中身、中身というのは番号だけですか。中身を出来るだけ特定する、限定する。あまり一人の個人のいろいろな情報、例えば今後介護保険だとか、生命保険、民間にも広がって来ることも考えられるわけで、国はそういう方針でやっていますから、法改正もやっています。そういう意味で言えば、町が管理する部分についても個人の情報は限定する必要があるというふうに思うのですが、その点の答えを教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

先程申しましたように、12桁の番号がなければただの個人情報なんですけど、それに12桁の番号が1つ追加されるだけで特定個人情報というのになるのですが、それが特定個人情報の定義なんですけど、よろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第73号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第73号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第74号 鞍手町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第74号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第74号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第75号 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第75号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第75号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第76号 鞍手町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第76号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第76号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第77号 鞍手町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ここは全てマイナンバー制度に係わる場所なんです。

先程は言い方が悪かったと思います。

特定でなく個人の情報です。個人に番号を附与するというのが特定個人情報ということでしょう。それに紐付けされる町民の個人の情報を限定する必要があるのではないかとこのこと言っているわけです。その個人の情報はどこまでを管理するのかというのを教えていただきたいのです。

今度個人番号をそれぞれに附与するわけでしょう。いつからですか、10月の最初からではないのですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

まず、番号通知カードというものをお送りします。それは今年の10月5日から国で一斉に、町が独自で送るのでなくて国から一斉に送られます。それに返信用の封筒がありますので、申請される方はそれに必要事項を書かれて、写真を貼りまして返信してもらえば来年の1月以降に個人番号カードが、それは役場の方に来てもらって、役場の窓口で交付することになります。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

それで国から一斉にとっても1億3千万人全員に送られるわけですよね。これが国のことですからということで国に全て任せるのではなく、自治体にもいろいろな負担が掛かって来るのではないのでしょうか。それに伴う、今回のマイナンバー制度で自治体職員にもそれぞれ、これは自治体職員でつくる自治労連の声からもあるのですが、いろいろな不安が広がっているというような、先程の全て郵便局に任せて、書留で全部1億3千万人に送るということで、それで間に合うのかどうかとかいう不安だとかということもあるわけです。

今回もセキュリティーの問題だとか、まだまだ鞍手町自体としても国にお任せでなくて、いろいろ不安だとかということもあるのではないかとこのように思いますが、その点について何か懸念されること、疑問に感じる事とかということがあれば教えていただきたいと思っておりますけれども。

○議長 星 正彦君

4番議員にお願いします。

議題の鞍手町手数料条例の一部を改正する条例が議題となっておりますので、整理して質問をお願いいたします。

○4番 宇田川 亮君

関連するもので、細かいことは委員会に付託されていますのでそこで聞きますが、1つだ



け疑問に思うこと、今の段階で全て100%完璧だということでスタートするのではないと思います。そこについて何か不安とか疑問に思うこととかということが考えられれば教えていただきたいと思います。なければいいです。

**○議長 星 正彦君**

4番議員にお願いします。委員会審査の中で、今の点も含めて聞いていただきたいというふうに思います。次に進みます。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第77号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第77号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第78号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の17頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、17頁から20頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、20頁から24頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

**○11番 岡崎 邦博君**

23頁の罹災者救助寝具費というのが18万9千円ほど付いているのですが、これは中身を教えて下さい。

**○議長 星 正彦君**

福祉人権課長。

**○福祉人権課長 守田 純子君**

お答えいたします。

今回救助寝具費というのは、火災等の時に罹災された方に布団等のセットを支給しております。今回、火事等もありまして、今回上げさせていただいたのは、今後の備えの分です。普通在庫を幾つか持って、直ぐ持って行けるような形で準備しておりますので、その在庫として今回上げさせていただいております。以上です。

**○議長 星 正彦君**

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

6款 農林水産業費から8款 土木費について、24頁から27頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

9款 消防費及び10款 教育費について、27頁から29頁まで質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

13頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

13頁から16頁まで質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

町債です。過疎対策事業債が減額になっているということで、これについての説明をお願いします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

今回過疎対策事業債につきましては、国の全国防災債、それから緊急防災債への組み換えのため過疎債をそちらの方に振り替えたという内容になっています。

33頁をご覧くださいと思います。

地方債に関する調書というのがございます。今回過疎債につきましては、消防債で先ず620万、教育債の方で9,970万円を減額しております。これにつきましては、消防の方につきましては、下の10の消防というところで、こちらは過疎債から緊急防災債への組み換えを行っているところでございます。

もう一つ、過疎債の方で9,970万円を減額しておりますけれども、これは上の普通債の教育債の方で、これは全国防災債という形でこれを組み換えております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

この過疎債よりも防災債の方が率がいいということでの組み換えですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

全国防災債につきましては、交付税措置が過疎債は70%交付税措置されますが、全国防災債は80%交付税措置されるというふうになっています。

緊急防災債につきましては、これは過疎債と同じ70%で交付税措置されております。基本的には過疎債につきましては、他の起債の方で措置される分は極力他の起債の方を使ってくれという県からの要望がありますので、そういうふうに組み換えております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第78号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第78号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第79号 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回前期高齢者交付金が3千万円程減額になっています。その理由について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

27年度概算額と25年度の精算額が差額分を減額しております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

その差額分は分かるのですが、これはちょっと仕方ないことなんです、国保会計にとって前期高齢者交付金というのはもの凄く大きな金額なんです。この入って来るお金によって国保会計が赤字になったりとかという重要なところになってくるのです。

先程の一般会計からも、その下にも一般会計の繰り入れ金というのがありますが、これは赤字補填分を含めてということですが、この前期高齢者交付金が減額になった部分も含めて一般会計からの繰り入れというのは入っているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

前期高齢者交付金からの補填というのはあっておりません。

もう一つ、前期高齢者交付金の27年度概算で789万7,683円が減額となり、25年度の概算交付額の精算において2,342万2,749円が過大交付となったために、今回の減額となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

一般会計から累積赤字の補填ということで入っていますが、これは町長にお聞きしたいのですが、累積赤字が相当あるということで、この補填分については平成26年度は黒字ということですが、累積赤字の解消についてある程度の金額の目処だとかというのがあるのでしょうか。いつ頃までに累積赤字を解消するだとかという考えがあるのかどうかを教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

これは国保会計におきましては県の意向が決まっています。それに向けて、今町村会の方でもどのように調整をして行くかということで、うちにおきましてはこのような状況であります。全体を通して見ましても、まだ保険料がばらばらというところもございまして、今のところはまだまだ検討段階であるというふうに認識をいたしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

国庫支出金の2,444万7千円が少なくなっています。これの内訳をお願いいたします。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

今回減額の理由は、普通調整交付金で1,438万9千円と特別調整交付金で1,005万8千円の減額となっております。

この財政調整交付金の内、普通調整交付金は補助対象事業費に対して交付率を26年度交付率で試算し1,438万9千円が減額となっております。また、特別調整交付金は一般会計から法定外繰入金追加により、この補正の伴う歳入不足額で1,566万4千円が減額となり、くらで病院の運営交付金が560万6千円が追加となり、差引で1,005万8千円が減額となったものです。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第79号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第79号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第80号 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第80号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第80号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第81号 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第81号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第81号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第82号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

8頁に工損補償費として700万上がっています。この中身についてお願いいたします。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

お答えいたします。

工損補償費につきましては、泉水団地改良住宅で造成工事とか建築工事を行った際に、じん芥組合の専用道路を通させていただいております。その道路舗装の補修工事を今年度行うようにしております、舗装工事が終わった後に周辺の家屋の事後調査を行いますので、その結果によって工損補償が発生するおそれがございますので、前年度繰越分の増額分を工事費と工損補償費に配分させていただいて、工損補償費として700万円を増額補正をさせていただいております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

ということは、今実態として幾らの住居か建物か分かりませんが、じん芥組合の舗装工事というのは分かりましたが、周辺の人家に対する補償という金額自体はまだ確定していないということですか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

工事をする前に事前調査を行っております、最終的に造成工事、建築工事は終わっておりますが、いま申しましたように、舗装の補修工事が完了しましたから事後調査を行うようにしておりますので、今の時点ではまだ出しておりません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

工事前と工事後で実際に補償する必要がないということも考えられるのですか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

そういうことも考えられるとは思いますが、実際に事前調査をしておりますので、事後調査をしてからその結果が分かると思います。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第82号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第82号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第83号 平成26年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

**○11番 岡崎 邦博君**

47頁の町債、25億1,200万円ほど町債を起債しています。監査報告書なんですけど、27年5月に例月の出納監査を行っています。その監査によりますと、26年度の収入の方で町債が8億6,320万ほど5月に起債をされているのです。

支出の方を見ますと、5月に対しては2億9,399万の支出済みになっています。起債は8億6千万起債をしているのですが、その5月当月では2億9千万ほどしか支出していないわけですね。差額として5億6,900万程の差額があるのですが、この起債と当月5月の支出済額との差額についての説明をお願いいたします。

**○議長 星 正彦君**

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時37分

再開 13時50分

**○議長 星 正彦君**

会議を再開します。

先程、11番議員 岡崎邦博君の質問に対する解答を政策推進課長にお願いします。

**○政策推進課長 三戸 公則君**

お答えいたします。

先程のご質問の内容は8億の起債を起こして、実際その月の支払が2億しかないということで、後の残りの財源はどこに行ったのかというご質問だったと思います。

この財源につきましては、町全体の中でこの資金は動かしておりますので、確かに起債を起こしたのは8億ですけれども、それ以前に資金の全体の中で工事費の支払とかを行っておりますので、支払をした月がたまたまその月が2億だったということでございます。ですから8億の部分については、先の財源で工事費は充てたというようなことがあるかと思えます。町全体の中での資金繰りの中でその誤差が出ていると思えます。以上です。

**○議長 星 正彦君**

岡崎邦博君。

**○11番 岡崎 邦博君**

分かりました。ただ先程と同じ現金出納検査によりますと、4月末現在で要するに現金としては4億9千万ぐらいショートしているわけです。そういうのに4億9千万円ぐらい現金としては不足をしています。ですからそういう支払に充てたのだろうというふうに思います

が、決算として3月末でも現金としては2億7千万ぐらい実は不足しているのですね。出納閉鎖が5月末までありますので、その間に調整して現在の決算になっているというふうに思いますが、非常に財政のところは苦勞して資金繰りをしていると思いますが、なかなか町の財政状況は厳しい状況ではないかなと思いますが、その辺の認識については町長はいかがお考えかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

今のところは議員がおっしゃるように、いろいろな部分においては、私として見れば当然のことながらいろいろな福祉、教育、いろいろな部分においてサービスをしたいという思いは沢山あります。しかし交付税並びに税収、見てのとおり非常に厳しい状況下でございます。ですが、今のところは財務支局の方が毎年私の方に来られるのですが、うちの財政状況を見に来られるのですが、鞍手町さんは、今のところは問題ないですねというような診断もいただいておりますので、私の政策を今後もしっかりと進めて行って、町民の皆さん方にサービスをして行きたいとそのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

次の質問ですが、26年度の町の監査委員の報告書があります。その中の7頁に、一時借入金として27年3月31日に7億の一時借入を行って、直ぐまた翌日の4月1日には7億を返済しているということになっているのですが、このことについての説明をお願いします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

この7億につきましては、財政調整基金、他の基金全てなんですけれども、基金の決算日は3月31日が出納整理期間がございません。

それと、基金につきましては、繰替運用という措置がございまして、この財政調整基金でありますと約14億はこの基金の財源を使って一般財源に入れて基金運用をしております。

ただ、3月31日が出納整理期間で、本来あるべき残高にしなければなりませんので、本来、一借をして借りるという方法もございしますが、これを長期間借りますと、やはりそこは利息も発生いたしますので、これを財政調整基金から7億借りていたものを一旦元に戻すという形で7億を借りております。

ただ、新しい年度が始まって出納整理期間等もありますので、また現金としてはそこがいきますので、この7億をまた返しているというところがございます。以上です。



○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

只今議題となっています議案第83号は、議長を除く議員12名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第83号は議長を除く議員12名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

これより委員長、副委員長互選のため、ここでしばらく休憩します。

休憩 13時57分

再開 14時10分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

決算特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長 渡邊 智文君

それではご報告をいたします。

委員長に久保田正之議員。

副委員長に田中二三輝議員。以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上のように決定しました。

次に進みます。

日程第12 議案第84号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第84号は民生産業委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第84号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第85号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第85号は民生産業委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第85号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第86号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第86号は民生産業委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第86号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第87号 平成26年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

**○4番 宇田川 亮君**

収入未済額が2,469万あります。これの内訳とといいますか、何人の方でこれだけの滞納というか、収入未済があるのかというのと、この詳しい資料は毎回民生産業委員会の付託委員会に資料として配られています、是非全議員に配っていただきたいというふうに思いますが、それも含めて答弁をお願いします。

**○議長 星 正彦君**

福祉人権課長。

**○福祉人権課長 守田 純子君**

お答えいたします。

未償還額となっております2,469万3,256円の内訳は、件数としましては11件、人数としましては7人です。

いまおっしゃられました委員会の方で内訳の資料として、今まで出しておる同じ様式のもの、今回の委員会でも資料として配布するようにしております。以上です。

**○議長 星 正彦君**

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 87 号は民生産業委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 87 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 16 議案第 88 号 平成 26 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 88 号は総務文教委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 88 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 17 議案第 89 号 平成 26 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 89 号は民生産業委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 89 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 18 議案第 90 号 平成 26 年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 90 号は民生産業委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 90 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

た。

次に、日程第 19 議案第 91 号 平成 26 年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 91 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 91 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 20 議案第 92 号 平成 26 年度鞍手町水道事業会計決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 92 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 92 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 21 議案第 93 号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成 27 年度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 93 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 93 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 22 議案第 94 号 鞍手町道路線の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

#### ○4 番 宇田川 亮君

今回の県道直方・鞍手線のバイパス工事による道路の区域変更ということですが、延びた

分ですね、ここは元々県道だったのではないですか。バイパス工事がどこからどこの、どういう工事であってというのも含めて詳しい説明をお願いします。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

いま、インターから下りて梅谷医院まではバイパス工事で県道でやっていただいておりますが、その延伸でサンダースイミングまで延びるようになりますので、現在の中本町の中を通っている県道を町道として今後供用開始したときには町道として町の方で管理するようになりますので、その工事をするために、まず今の県道を町道認定する必要がございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

元、巖流市場さんの交差点から猪倉に向かって、あの道が今県道になっているのです。今回梅谷医院さんと、100円ショップのダイソーさんの横を真っ直ぐ猪倉の方にバイパスを作るのです。今度は新しいバイパスが県道になるものですから、向こうの県道を町道認定させて下さいという、取り替えですね。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第94号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第94号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第23 議案第95号 鞍手町流域関連公共下水道事業 新川処理分区管渠築造工事(第2工区)の請負契約の締結を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第95号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第95号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第24 議案第96号 学校施設環境改善交付金事業 剣南小学校屋内運動場

耐震補強等工事請負契約の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第96号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第96号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第25 議案第97号 学校施設環境改善交付金事業 古月小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第97号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第97号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第26 議案第98号 学校施設環境改善交付金事業 新延小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第98号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第98号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第27 議案第99号 学校施設環境改善交付金事業 西川小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第99号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第99号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りします。

明日10日から16日までの7日間は委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日10日から16日までの7日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 14時24分